

居宅介護支援事業者等に対する個人情報の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護認定等を受けた被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じた適切な介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のため、本市が保有する要介護認定等に係る個人情報を居宅介護支援事業者等に提供する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「要介護認定等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定及び要支援認定をいう。

2 この要綱において、「居宅介護支援事業者等」とは、法に規定する居宅介護支援事業を行う者、居宅サービス事業を行う者及び介護保険施設をいう。

3 この要綱において、「個人情報」とは、被保険者に関する情報であつて、次に掲げる文書に記録されているものをいう。

(1) 認定調査票

(2) 主治医意見書

(提供の申出をできる者)

第3条 被保険者が居宅介護支援、居宅サービス若しくは施設サービス（以下「居宅介護支援等」という。）の提供に係る契約を締結し、又は締結することを予定している居宅介護支援事業者等は、当該被保険者の要介護認定等をした区長（以下「区長」という。）に対し、当該被保険者に関する個人情報の提供の申出（以下「提供の申出」という。）をすることができる。ただし、被保険者の同意がなければならない。

(提供の申出)

第4条 提供の申出をしようとする者は、区長に対して、要介護認定等に係る個人情報提供申出書（別記様式。以下「提供申出書」という。）を提出しなければならない。

2 提供の申出をしようとする者は、区長に対して、被保険者が居宅介護支援等の提供に係る契約を締結し、又は締結することを予定している居宅介護支援事業者等であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(提供しないことができる個人情報)

第5条 区長は、提供の申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を提供しないことができる。

(1) 被保険者以外のものに関する情報を含む個人情報であつて、提供することにより、当該被保険者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

(2) 個人の診断を伴う事務に関する個人情報であつて、提供することにより、当該事務

の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

(提供の実施)

第6条 区長は、提供申出書の提出があった場合は、前条の規定により提供の申出に係る個人情報を提供しないことができることを除き、速やかに提供の申出をした者に対し、提供の申出に係る個人情報を当該個人情報が記録されている文書の閲覧又は写しの交付の方法により、提供するものとする。

2 前項の規定に基づき閲覧しようとする者は、自己が提供の申出をした者の従業者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

(提供を受けた者の遵守事項)

第7条 個人情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的に使用しないこと。
- (2) 個人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせたり、又は提供したりしないこと。
- (3) 個人情報の提供を受けた者の従業者又は従業者であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講じること。
- (4) 個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 個人情報を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該個人情報を廃棄すること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、個人情報の提供に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当

分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。